

本議事録は、発言者全員の確認をとったものではありません。

【第147報】西山審議官プレスレク議事録（平成23年5月23日）（未定稿）

○司会 ただいまから「政府・東京電力統合対策室合同記者会見」を開催いたします。

最初でございますが、改めてお願いをしたいと思います。多くの方に御質問いただけますよう、できる限り御質問は1回にまとめていただきます。また、冒頭にまとめて御質問をお願いしたいと思います。回答に対します再質問はお受けさせていただきます。長い場合にはできるだけ簡潔にお願いします。ただ、場合がございましたら、御了承いただければと思います。説明者からの説明、また、回答につきましても、なるべく簡潔にわかりやすい心かけさせていただきます。

それでは、初めに細野豪志内閣総理大臣補佐官より、あいさつとともに冒頭発言をさせていただきます。

○細野補佐官 補佐官の細野でございます。連日お運びいただきました。ありがとうございます。私からは2点、まず冒頭申し上げます。

第一点は土曜日の会見の中で、東京電力に対する環境アセスメントの免許を取り消すべきではないかという趣旨の御質問をいただきました。これは環境影響評価法の第52条2項で、災害対策基本法に基づく災害復旧事業についての環境アセスメントの適用除外を定めているというものでございます。どういふことかと申し上げますと、大きな災害が起こった場合に環境アセスを手続としては免除されるということと、これを規定になっておりまして、その中で東京電力は指定公共機関に当たりまして、これを免除されることになっております。

結論から申し上げますと、現在の電力の供給力の不足ということを考えますと、この環境アセスの取消しについてはできません。更には指定公共機関に当たっておりますので、東京電力にはしっかりと供給をしてもらわなければならぬという責務もあるわけでございますので、政府としては考えておりません。ただ、環境省といましては言うまでもなくさまざまな努力を東京電力に求めていくという姿勢に対しての最大限の配慮が行われるような努力を東京電力に求めていくという姿勢には変わりはないと思いますし、さまざまなそういう条件も課されるもの、要求もされるものと承知しておりますので、私としても東京電力にはそのことを求めていると考えております。

2日目といたしまして、2日前の土曜日の記者会見で皆さんにお配りをしました、3月12日の東京電力福島第一原発1号機への海水注入に関する事実関係についてという資料につきまして、訂正版を昨日皆さんにお配りをし、今日もこの統合会見

としては前回以降来られていない方もおられるかもしれませんが、配らせていただいております。これは原子力安全委員長から訂正を求められましたので、昨日、福島副長官、私も含めた話し合いを持たせていただいて、正確な事実を反映すべきだろうということで訂正をさせていただいたものでございます。

私からは以上でございます。

○司会 それでは、本日の説明に入らせていただきます。説明は配付させていただきます。環境モニタリングについてです。東京電力からお願いします。

○松本本部長代理 東京電力の松本でございます。

それでは、敷地内のモニタリングの状況につきまして御報告させていただきます。1点目は空気の放射性物質の核種分析の結果でございます。お手元の資料のタイトルを申し上げますと、福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について。サブタイトルが第59報になっているものでございます。こちらに関しては、発電所の敷地の西側にございます。第一の西門、福島第二のモニタリングポスト1でダストをはかっているものでございます。

ページをめくっていただくと、ダストのサンプリング結果を載せていただいておりますけれども、いずれのところも空気中の濃度限度に対する割合といたしましては、1%程度という状況でございます。経時変化の状況につきましては2枚目のグラフを御確認ください。とさせていただきます。

続きまして、海水の放射性物質の分析結果でございます。資料のタイトルを申し上げますと、福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出について。サブタイトルが第61報となっているものでございます。こちらは福島第一原子力発電所の沿岸部、沖合3km、8km、15kmの各地点におきましてサンプリングをし、分析した結果でございます。

ページをめくっていただくと、2枚目以降に、それぞれのポイントでの測定値、経時変化をグラフで書かせていただいております。拡散の影響によりまして横ばいもしくは若干減少傾向ということが長期的なトレンドとして見てとれております。引き続きサンプリングを継続いたしまして、分析を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○司会 次に、文部科学省からの説明となります。

○坪井審議官 文部科学省の坪井でございます。お手元に資料を2種類お配りさせていただきます。環境モニタリングの結果等についてということでございます。今回も全国的な放射能水準の調査の結果など全国規模のもの、福島第一原子力発電所周辺の調査ということで、空間線量率等の調査の最新のデータをお配りしているものでございます。

おむね傾向については大きな変化がない状況にございますが、今回も原子力安全委員会のの方に評価をいただくことにしております。

別冊の資料でございますが、14ページに放射線量等分布マップの作成等に係る検討会についての、第1回の開催案内についての資料をお付けしております。これは先日、総合科学技術会議の方で決定されました、科学技術戦略推進費をいたしました放射性物質の分布状況に関する調査研究を、実際にどのように進めていくかということについての御意見をいただくための検討会でございます。第1回を26日木曜日開催する予定にしているものでございまして、メンバーにつきましては17ページに掲げたように大学の先生方にも入っていただき、独立行政法人の方、福島県庁の方にも入っていただく形で、実際の測定範囲、方法、やり方について御意見を伺いながら、これをとり進めていきたいと考えているものでございます。

以上でございます。
○司会 続きまして、原子力安全委員会からのコメントとなります。

○加藤審議官 原子力安全委員会事務局の加藤でございます。よろしくお願いたします。

私の方からは5月28日付の原子力安全委員会名の表裏1枚紙と、1枚目に福島県の地図が出ております参考資料で御説明いたします。

1の空間放射線量についてでありますけれども、参考ページの6ページをござらんいただきますと、文科省の方で測定されました20km圏内での空間線量率の測定結果がござります。大きな傾向としては北西方向に向けて高い線量率の地帯があるという傾向は、前回同様であるということでございます。

資料2番目の空気中の放射性物質濃度でありますけれども、これも特段大きな変化はございません。

4の環境資料についてでありますがおとこの御報告の際に、これも20km圏内の話なんですけれども、文科省の方で採取された土壌中のウランの分析結果について、若干精査させていただいておると申し上げましたが、まだ引き続き精査させていただきますので、結論が出次第、御報告いたしたいと思います。

次に参考資料の21ページ、22ページでございます。これは東京電力が発電所の前面海域30km圏内などで行っている放射能濃度の測定でございますけれども、第一発電所沖合すぐのところの①、②のポイントで、セシウムについて濃度限度を超える値が測定されている状況でございます。そのほかのポイントでは濃度限度以下あるいは不検出でございます。

5番目の都道府県の環境放射能水準調査でございますが、これも大きな傾向は特段変化はございませんが、若干申し上げますと、お手元の資料の30ページをござらんいただきますと、各都道府県での環境放射能水準がどうだったか。これが5月22日のデータでございますけれども、宮城県、山形県辺りをござらんいただきます

と、お昼前後で少し値が高くなってございます。茨城、栃木、埼玉、千葉などをござらんいただきますと、午後から夕方にかけて少し線量が高くなっていて時間帯がございまして、これは昨日、前線の通過に伴いまして各地域で短時間ですけれども、非常に強い雨が降ったということがございまして表れているものと思われれます。

これにつきましては、その後、雨が止んだ時間帯のデータが今日、文科省から出ておりますけれども、それを見ますとまた普通の値に戻っているという状況でございます。

以上が環境モニタリング結果の評価についてであります。安全委員会からも一枚、紙をお配りしておりますので、原子力施設等のういったダイアグラム、チャートになっておりますのでございまして、原子力施設等の防災対策について、いわゆる防災指針ですけれども、そこで飲食物の摂取制限の値をどうやって決めているのかというお問い合わせが何度か出てございますので、少しわかりやすく御説明するためにつくってまいりました。

表側がヨウ素の場合について書いてございますけれども、まずヨウ素を体の中に取り込んだ場合、これは甲状腺に集まっておりますが、その甲状腺が受ける線量といたしまして、等価線量という言い方をいたしますけれども、それを年間50mSvに抑えることを目標にしてございます。この50mSvという値ですが、ICRPの報告などからとっているものでございます。

ヨウ素の場合ですと飲料水、牛乳、乳製品、野菜類それぞれを摂ることによって受けるものが50mSvのうち3分の2、残りの3分の1はほかの食品用に留保しておくとすることでございます。3分の2を3等分いたしましたとして飲料水などでそれぞれ11.1mSvずつ受けるというのが最終的な形になるとした場合、そうした場合に今度その1つ下の欄にいきましますけれども、成人と5歳の幼児、乳児を3つのモデルといたしまして、それぞれのBq数を取込んだ場合かというのを出してございます。ようなのは、どれだけのBq数を取込んだ場合かというのを出してございます。

2番目の欄に書いてございます経口摂取の線量換算係数、これは1Bqの放射性物質を体の中に取り込んだ場合、これは影響を込みにした線量という意味でありまして、けれども、どれだけの線量になるのかという換算係数であります、これをござらんいただきますとヨウ素についてですと乳児についてが一番大きい値になってございます。3.7×10⁸、それに対して成人ですと1けた小さい4.3×10⁴というので、こういったことでも子どもあるいは乳児への影響の大きさの評価というのは、1つこういったところに表れてきているということでもあります。そういった係数を使いまして、この11.1mSvに相当するBq数がどれだけかというのが3、段目の欄の中に出てございます。

今度はそれとは別に、1日当たり成人、幼児、乳児がこういった飲料水、牛乳、

乳製品、野菜類をどれだけ食べられるかという標準的なものがございませう。こういったものをいまして、では飲料水などそれぞれの飲食物群、グループごとにとだけ濃度であれば、3段階の欄のBq数になるのかというのを計算したのが、一番下の欄の中にあるものでございませう、例えば飲料水の場合ですと、大人ですと1,270Bq/kgまでの濃度のものを飲んだ場合、 2.6×10^{-4} Bqになる。一方、幼児の場合ですと322Bq/kgの濃度のものを0.71L摂った場合、 3.0×10^{-3} Bqになるというふうないろいろな値が出てまいります。こうして出てきた濃度の値の中で、それぞれ食品、飲食物群について一番小さい値、大人、幼児、乳児の中で一番小さい濃度の値をそれぞれとるということで、指標を決めているということでございます。

そういうことで、この飲料水については幼児のところの322の端数を落として300、野菜類ですと300Bq/kg、牛乳、乳製品ですと乳児の382の端数を切り捨てて2,000としてございませう。と幼児の2,500の端数を落として2,000としてございませう。

裏のセシウムにつきましても食品、飲食物群は増えていますけれども、基本的に同じような考え方で計算いたしましたので、この摂取制限の指標を決めているということでございます。

説明が長くなりまして恐縮でございますけれども、私からの説明は以上でございます。どうもありがとうございます。

○司会 続きまして、各プラントの状況に関する説明です。東京電力より説明いたします。

○松本部長代理 それでは、東京電力からプラントの状況につきまして御報告させていただきます。

お手元の資料、まず福島第一原子力発電所の状況ということで、A4縦の1枚裏表の資料をごらんください。

タービン建屋の地下のたまり水、トレンチ立坑、タービン建屋の水位の状況につきまして、午前7時の段階のデータを載せさせていただいておりますけれども、会見終了時点で最新のデータを皆様へお届けしたいと考えています。

放射性物質のモニタリングの状況ですが、海の状況につきましては先ほど御案内させていただいたとおりでございませう。

使用済み燃料プールの注水と放水でございませうけれども、本日は4号機に対して16時ごろからコンクリートポンプ車によりまして淡水、ヒドランジンの注水を行っております。これに先行いたしまして、昨日御案内させていただいた原子炉建屋上空でのダストのサンプリングを行っております。実績等がわかりましたら皆様の方に御案内させていただきます。

裏面に行きますけれども、原子炉压力容器の注水でございませう。1号機に関しましては6 m³/h、2号機に関しましては7 m³/hで注水中でございませう。3号機に関しましてはこれまで消火系から6 m³、給水系から12 というところで、合わせて

18 m³/hでございませうけれども、本日より流量を少しずつ下げ始めております。5月23日11時31分から当初6 m³/hのところ1 m³/h下げまして5 m³/hで注水中。同じく14時08分から更に1 m³/h下げまして4 m³/hで注水中となります。本日は約3時間ごとに1 m³/hずつ下げまして、最終的には3 m³/hで様子を見るところに考えております。

1号機の原子炉建屋、原子炉格納容器の窒素ガスの封入の状況につきましては、11時断面の値を記載させていただいておりますが、最新値を御案内させていただきます。

その他の項目でございませうけれども、一番下から2番目でございますが、発電所敷地境界に設置されておりますモニタリングポスト8につきましては、本日、検出器の清掃、検出器下部への遮へいの設置を行っております。その関係で支持値の方でございますが、お手元にモニタリング結果ということでA4横の紙、4枚物を配らせていただいておりますけれども、1枚目の裏面にモニタリングポストの各1～8の支持値がございませうけれども、値的には若干16、18、7という値がございませうけれども、こちらに関しては基本的に空間の線量として、ほぼ変わりがないような結果だと考えております。

1枚物の資料に戻りますけれども、本日がをされた方が1名発生してございます。10時20分ごろ、サイトバトンカ建屋1階の大物搬入口付近で、処理タンクの荷降ろしを作業中の方が1名、左手を挟みまして負傷しております。50歳の男性でございます。12時50分ごろ総合警備隊へ救急車で搬送いたしておりますけれども、身体の放射性物質の付着等がございませんでした。なお、外部被曝につきましては0.05mSvでございます。

放射性物質の分析の結果を1件御案内させていただきます。資料のタイトルで申し上げますと、福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果についてということで、サブタイトルが5月22日採取分になります。こちらは2号機及び3号機の取水口付近で高濃度の汚染水を漏出させた関係で、毎日継続的に監視を続けているものでございませう。分析結果につきましては3枚目、3枚目を御確認くださればと思います。経時変化につきましては3ページの表面以降、グラフで提供させていただいております。ほぼ横ばいもしくは若干の減少傾向ということで、新たな流出はないと判断しております。

お手元にプラント関係パラメータ、水位、圧力、温度などのデータということと1枚配付させていただきました。

柏崎関係の情報でございませうけれども、報道関係各位ということで東北地方太平洋沖地震に伴う津波を踏まえた夜間における緊急安全対策訓練の現場公開という資料を配らせていただきました。これは取材案内でございませう。これまで福島第一の津波

をかんがみまして、緊急安全対策を実施しておりますけれども、その訓練の中で今回は夜間で行ってみるということの取材料案内でございます。中段より下のところから開始日時を書かせていただきたければ、5月25日水曜日の午後7時30分から午後9時10分の予定で訓練を行う予定です。

東京電力からは以上になります。

○司会 これから質疑に入らせていただきたいと思います。冒頭申し上げましたとおり、できるだけとめて質問をお願いいたします。また、質問の際にはだれに対する質問であるかを明確にしてください。

それでは、質問のある方は挙手をお願いいたします。

○記者 よろしくお願いたします。

細野さんにお伺いします。大きく2点なんですけれども、まず1点目が先ほど行われました原子力安全委員会の会見の中で、班目委員長などにより次の2点の御趣旨の発言がございました。

まず1点目が、本日訂正文が配付されましたが、なぜ土曜日に配付した分のペーパーを一を、公表前に独立した機関であります原子力安全委員会に事前に告示されなかったのかという点と、前回のペーパーはどなたが作成したのか徹底的に調べていただきたいとの委員長の御発言がありました。まず、この2点について教えてください。

○細野補佐官 土曜日の公表ですが、これは前の日に海水の注入についていろいろと報道がありましたので、できるだけその日の4時半の会見に合うようにということで、官邸と経産省、保安院を中心に作成をしたということでございます。そこで安全委員会の見解をということですね。

安全委員長の発言の自身については、関係者何人か確実に聞けるものに確認をしたんですが、ほとんど趣旨にそのメンバーの中で言うと言いがなかったものですが、それが事実であろうと判断をして記載をしたものです。当日、私が調整をしておりまして、東京電力の方のそれぞれの事実関係と官邸の方の事実関係を調整しております、そのことがペーパーのメインの調整事項だったものから、そのまま公表したものでございます。

公表するときには皆さんには事前に安全委員会の方から確認がとれなかった、事前に加藤審議官の方からもそういう趣旨の発言がありましたので、この紙は官邸と経産省、保安院の方で調整をして出した紙だということを御説明申し上げます。

作成者というのは事務方を含めてつづいておられますので、そういった中で出されたものということでございます。

○記者 わかりました。

2点目なんですけど、ちよっと昔の話なんですけれども、2008年2月に細野さんが道路特定財源の問題に関する衆院予算委員会での調査報告書に関する追求は尾

事だっただけに期待をしているわけなんですけど、被災者の方を始め、国内国外の人々はファクトだけを知りたいんです。他方で、あえてこういう言い方をしますけれども、事前に今後口裏を合わせて都合のいいように調整されてきて、それがあつかも事実かのようにフィクサスされてしまう懸念も出てきたわけですね。

前々回、こちらの質問に補佐官は既に調査に入っているとの御回答がございましたけれども、こうした懸念がないようにするために国内外に信頼される調査方法や、公表の在り方について具体案があるようでしたら教えてくださいます。

○司会 質問は以上でよろしいでしょうか。まとめてお願いたします。

○記者 これは回答によってなんでしょうか。まとめてお願いたしたいと思います。もおっしゃっていただんですが、言った言わないの経緯というのは前回もお聞きしましたけれども、議事録なり記録をとっていないからこういうことになるというのがあると思うんですが、現在はテープを回すなり記録をとっているのかという質問です。

○細野補佐官 口裏合わせという話なんですけれども、こういう重大な事故が起こってしまっていて、それで国民の皆さんも世界もいろいろと御心配をいただいているわけです。しかもそれぞれに見合う責任を持って判断をしておりますので、これは事故の初めのとときの経緯から含めて、そういったことがあっては絶対ならぬし、仮にそういうことをしたら必ずそれはどこかの時点で明らかになると考えています。

ですから、訂正をしたこと自体は経緯を正確にということになってしまったわけでございますけれども、そういったことは絶対に行つてはならないし、私自身も勿論すべて事実に基づいてということでも今やっていると申すことは、申し上げておきたいと思えます。昨日も安全委員長と随分話をいたしましたけれども、それは原子力安全委員長も含めて共通した理解だと思えます。

議事録をとっているのかということなんですけど、会議で正式なものがさまざまな形でござりますので、それは当然議事録をとることになると思えます。あとは個別の打ち合わせを全部議事録をとっているかと言われると、それはそういう種のものではないさまざまな調整が行われているものもござりますので、そうではない部分もあるということでもございます。特に初期の段階においては、なかなかそういう議事録をとるといふような余裕はありませんでしたので、存在してはいないということでもございます。

○記者 追加で済みません、最後です。調査報告書なんですけれども、これは提案なんですけど、より国内外に信頼されることを考えますと、例えば調査をする際にヒアリングの日時、場所やヒアリングの同席者も含めてヒアリング対象者の氏名、ヒアリングした方の氏名、項目ごとの報告書作成者、ヒアリング時の音声データの公表も視野に入れるべきだと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。最後です。

○細野補佐官 今やっております、私の方で責任者でとりまとめしております IAEA の報告書は、ヒアリングに基づくと、特に技術的な問題についてそれぞれ別の省庁が取り組んできたこと、事象のとりまとめをやっております、これはそれぞれの省庁が責任を持って書いて、私の方でとりまとめをするということになりますので、今おっしゃったような形のものにはならないということなんです。

一方で、いわゆる事故調査委員会、これはまだ最終的にスタートするということろまででは行っておりませんけれども、これは第三者的に既存の行政機関とは質的に違う形でやられるものだと思いますので、そこは私が直接そこに関与しませんが、第三者案としてできるだけ客観的にしっかりと検証できるようなやり方というのは採用していただければと思います。

○記者 ありがとうございます。

○記者 細野さんにお伺いします。訂正の件なんです、先ほど土曜の段階で安全委員会には聞いていない、そういうふうには言わなかったとおっしゃったんですけれども、直前に加藤さんが違うのではないかと指摘されていますし、班目さん自身からも資料の配付を中止してくれと直前に申し入れているはずで、いずれにしても土曜の段階で班日委員長の発言の部分が根幹の部分でありまして、班目さん本人に確認をとっていないのであれば、確認をとっていないとあの場で言うべきだったのではないのでしょうか。それを言わなかったというのは要するに確認を怠って、見切り発車で我々に嘘を書かせたと思えるのですが。

○細野補佐官 そのことは確認できておりませんが、これは官邸と経済産業省、保安院の方でつくったということをお願いしました。また、たしか御質問で班日委員長の確認をとったのかという御趣旨の発言がありましたので、それにはお答えしないこととお答えをした記憶がございます。

○司会 後ろの席の方。

○記者 連日お疲れ様です。

海産物に関して質問があります。今日、資料でもお配りいただいた飲食物の摂取制限等に関わる問題なんです、まず1つに文科省の方で連日調査をされている海水のサンプリングなんですけれども、どちらかというと私たちは海水を飲む人は余りいなくて、海産物を食べる人が多いと思うんですが、海産物の継続的なサンプリング調査というのはなさらないのか。全体的に細野さんに質問です。

2 点目はそれに関連して現在のサンプリングの手法に関して、例えばストロムウム 90 などが蓄積されやすい骨がありますが、これまでのサンプリングだと頭と内臓と骨を除いてサンプリングしているということがあります。これは文科省さんの方に問い合わせたところ、厚生労働省さんの方でやっているということなんです、それはなぜそういうことをしているのか。国際的に非常に珍しい手法なので、

この説明を言っていたらいい。

また、貝と海藻、固定性の海生生物に関して放射能汚染、特にヨウ素等の影響を受けやすいところですが、貝と海藻のサンプリングも抜いているということなんですけれども、なぜここをあえて抜く必要があるのか。これについてお答えいただきたいです。

○細野補佐官 まず海産物と貝と海藻。これは全体で海産物と言うことができますと思うんですけれども、これについてはできるだけ改めて公表をしたいと思えます。勿論、海水だけをのるのが目的ではなくて、その海の中にある海産物というのが重要なモニタリングの対象になっていて、水産庁の方でもさまざまな御努力いただいているところがございますので、ある程度とりまとめられた時点で、それを皆さんにお知らせしたいと思います。

ストロムウムについてはこちら方を上杉さんは御指摘をされたと思いますので、ストロムウムのデータが出たところについてはしっかりと調査をするようにというところでやっておるんですが、それを魚の中でどうなのかということについて、とり方を含めて私自身がちょっとそこは具体的に確認できておりませんので、確認した上でお答えしたいと思います。

○記者 ストロムウムに関しては文科省さんがあるので、文科省さんに伺いたいです、なぜ骨をわざわざ除去しながらサンプリング調査を行っているのか、その理由を改めてお願いします。

○坪井審議官 今、御指摘の件は魚についてのストロムウムの件だと思います。これは以前、この会場の場で見方から御説明した際に、水産庁の方で魚の分析の仕方は厚生労働省のやり方をやられているという御説明があったと思います。文科省の方は環境モニタリングということなので、土壌とか海水、海底の土についてストロムウムの分析をやる予定にしております。海藻などについても今後やる予定がございます。

○記者 是非、漁の再開の前にきちんとそこを調査していただきたい。漁民の方も非常に不安です、やっていただきたいと思いますが、最後に細野さんに一言。

4 月に国際環境 NGO のグリーンピースが日本政府に対して今、申し上げたような海産物等の調査申請をしましたが、結局拒否されています。国際的に日本政府以外にグリーンピースの調査、海洋調査を拒否したところは過去にインドネシア 1 国国だけなんです、どのような理由で拒否されたのか、それを教えていただけますか。

○細野補佐官 グリーンピースの調査は排他的経済水域においては許可をしております。排他的経済水域でのそういうさまざまな調査というのは、それぞれの沿岸国の許可事項になっておりまして、それに基づいて許可をしたということだと承知

をしております。

領海については、もともと領海の中というのは領土に準ずる場所ですから、それぞれの国が責任を持ってやるときだという立場で許可をしなければならず、おられます。

○記者 グリーンピースがやらないということは、政府の方でやるという了解でよろしいですか。

○細野補佐官 はい、そういうことです。グリーンピースの調査も私自身も読んでおりますし、さまざまな面で参考になる部分があるかと思っておりますので、そういったことも含めて政府として領海についてはしっかりとやりやるということです。

○記者 いつからやるのでしょうか。

○細野補佐官 魚ですか。魚はもうやっております。福島県外はずっとやっておりまして、福島県の沿岸についても海水の安全がある程度確認をされた時点から徐々にやっておりますので、さまざまな取組みはやっております。

○記者

3点お伺いします。
1 点目は間もなく設置されるという事故調特別委員会についてなんですかけれども、内閣直轄というお話ですが、わかっている範囲での設置場所と、どういう専門家を招へいますつもりなのかとか、委員会はオープンになるという話ですけれども、どういう形式を見込んでいるのか、わかっている範囲で教えてください。これは補佐官に。

2 点目はIAEAの調査団についてなんですかけれども、これは24日からスタートということですが、調整中だと思えますけれども、わかる範囲でどういったところを視察して、だれが応対して、どういう日程を組んでいるのか、これをお伺いします。

東電さんには、東電さんがこれまでIAEAから助言を受けたことがあるのかどうかということをお伺いします。IAEAの天野事務局長が以前、日本側の情報提供の遅れに言及したことがあります。IAEAは海外のメディアでも報じられていますけれども、そうしたIAEAと日本側の距離感というのを多分受けている方がいると思いますが、そういったIAEAとの連携は今、どういうふうに進めるのか、密になっているのかどうか、これを細野補佐官にお伺いします。

3 点目にメルトダウンの定義について確認をさせていただきたいんですけれども、これは東電と細野さんと保安院と安全委員会とそれぞれにお伺いします。

一般的にメルトダウンというのは、炉心の全部あるいは大半が溶融した状態を言うものだと解釈してこられたかと思いますが、4月18日付で保安院が原子力安全委員会に出した資料では、メルトダウンというのは規模は少量から多量までだといふ、少量を含むというような表現だったので、これは東電がメルトダウンに言及したときもそういった解釈で言っているのか、あるいは政府もそうなのか、その点に

ついて確認をさせていただきます。

以上3点です。

○細野補佐官 まず、いわゆる事故調査の組織の立ち上げでございませうけれども、私はこの組織の立ち上げそのものに直接関与していません。その理由は明確でして、私自身が事故調査の言うならば検証対象そのものであって、そういう意味では厳しく私自身が検証される、取り調べられる対象だと認識をしているからなんです。そういう対象である私が、事故調査委員会はこういう場所にいるふうな設置すべきだということ、余り言わない方がいいだろうと思いましたが、本日に正直申し上げて今のところ全く私にはその情報が入ってきませんので、わからないうことで御容赦いただきたいと思っております。

続いてIAEAの日程なんですけれども、明日、正式に調査団が来日するというところで、明日発表ということで御理解をいただきたいと思っております。と言いますのは、まだ最終的に調整がつかない日程があるようございしますので、それをきちんとして確定した上で明日の発表ということとさせていただきますと思います。

IAEAとの連携なんですけれども、なかなかこれも連携というのがいい面と、いろいろ御批判をいただく面とがあつて、勿論、調査団が来たらすべての情報の開示に応じたり、調査そのものに協力をしたりすることは重要だという意味では連携します。また、事前にも幾つかの調査的なIAEAのメンバーの方が来られていますので、そういういった皆さんには私も全面的に協力をして、いろんな情報開示にも応じてきたし、日本政府としてもそういうことはやっているといるということでございます。

一方で、IAEA自体は客観的に調べる機関でございしますので、そこそ癒着が疑われるようなことがあつてはなりませんので、そういう意味ではきちんと言葉を出しながらも、全面的な協力関係で一体となつてというふうな種のものではないと思っておりますので、そこはしっかりと組織としてのそれぞれの立場を守つた中で、きちんと言葉を開示をし、そしてそのことによつて、国際社会への理解を求めるといふ立場にならうかと思っております。

○記者 1点だけ。今のIAEAの補佐官のお話の中で、IAEAの第三者機関という性質を踏まえた連携ということなんですけれども、当初少なくとも加盟国は加盟国に速やかにかつたことには速やかに報告しなければならぬ。また、IAEAは加盟国に速やかにかつたことには速やかにかつたことを報告しなければならぬ。それは原子力発電所の事故ではそう定められているかと思ふんですが、当初はIAEAの発表が日本側の発表より数時間ずつと遅れていたということがありました。これはどうしてそういうことが起きたのか、そして今ばちゃんリアルタイムにIAEAと連携がとれているのか。癒着と情報提供迅速というのとまた別の問題だと思ふますので、その点について確認させていただきます。

○細野補佐官 御指摘のとおり、いわゆる癒着のようなものと情報提供というのは全く別物として、IAEAに対してはできるだけ早く正確な情報を提供する責任が日本にはあると思います。その点で初期の段階に、私も事実関係を確認しておりますけれども、そういう部分があったとすれば反省が必要だと思えます。

○松本部長代理 東京電力でございませうが、まず当社がIAEAから直接助言を受けたかということと、ございませうけれども、国際機関でございませうので、基本的には政府、すなわち保安院さんを経由しての指導助言、あるいは我々からの報告といった形になっております。

メルトダウンの定義でございませうが、先般、原子力安全・保安院さんが4月18日にお示しくくださったような定義でございませうけれども、溶融の程度によりまして炉心が現状の形状をとどめず、圧力容器の底部にまでとどまっている状態、あるいは更に溶融が進みまして、圧力容器を貫通して格納容器の方へ流れ落ちていくということは、程度によりけりあると思っております。

○西山審議官 原子力安全・保安院といたしましては、メルトダウンの定義につきましてはまさに4月18日に原子力安全委員会に報告した定義が、当てはまると考えております。

○加藤審議官 原子力安全委員会ですけれども、メルトダウンの定義ということが非常に皆様御関心なわけですが、まず原子力安全委員会としては今回の事故の経過においては、そもそも最初の段階で各号機で冷却が損なわれていた時間の長さですとか、3月下旬になりまして、2号機のタービン建屋の地下で通常の原子炉水に比べれば約10万倍の放射能濃度の水が存在している、たまたましていることが確認されたということから、炉心燃料の溶融は起こっていたという確信をかためまして、その旨は3月28日に原子力安全委員会でまとめました助言において、はっきり述べているところであります。

更に問題になるのは、溶けた燃料がどれぐらいの規模なのか。それが原子炉の中でどんな形で、どうとどまっているのかということとでありませうけれども、ここについてはそれ以降、原子力安全・保安院からいろいろ安全委員会に報告がある都度、データも非常に信頼性にもなかなかな十分でない可能性がありませうので、データだけではなくて過去の原子力の安全研究の成果なども踏まえて、あるいはいろいろ学会などで専門家が提起している考えなども見て、炉心の中の状態をどう考えるのかというところを常々そういった考えをまとめようということと、お願いしてきてたところであります。

東京電力の方からは保安院からの指示を受けまして、事故のシークエンスなどについて近々保安院に報告が出ると思えますけれども、そういったものをベースに炉内がどういった状態になっているのかというのをはっきりさせることが、大事であると思えます。

メルトダウンということの定義については、一般的に言われているところでは、4月18日に保安院から説明があったところは妥当なところではないかと思えます。ほぼ全量溶けて原子炉の底にたまった状態、あるいは更には原子炉圧力容器を貫通することもあり得るということが妥当かと思えますけれども、むしろ大事なのは現在どういう状況なのか、あるいは発生以来、どういうタイムミニングでどうなっているのか。そこを明らかにしていただくことだと考えております。

○細野補佐官 メルトダウンにつきましては、もともと非常に多義的な言葉として使われていると思えます。つまりイメージとしては、チャイナシンδροームのように圧力容器から格納容器に抜けて、格納容器もそれこそ破ってしまつて、その下まで落ちて、地上の更には下へいくというようなイメージを持っている方もいれば、この圧力容器の中で溶け出している状態をイメージする方もいるということとでございまして、余り行政機関の側から、政治の側からメルトダウンというのは定義をしておこなつたという経緯があるんです。そこで4月18日に原子力安全・保安院としてメルトダウンについての定義がなされて、そこから政府としての言うならば統一の見解の下に、判断をするということになつたと承知しております。この定義にあてはめるならば、1号機についてはそういうことになると先日、発表したと承知しております。

○司会 メルトダウンのことでもう一点確認させていただきます。

今の安全委員会の方が、メルトダウンは4月18日に保安院から説明があつたことが妥当だという話がありましたが、その際、ほぼ全量溶けているとか、圧力容器が溶けているとか、これは今まで世間で使ってきたメルトダウンの解釈だと思ふんです。

保安院が提出した文書というのは、規模は少量からと書いてありまして、この少量からというのは我々が解釈する全炉心溶融、大半が溶融しているのとは違つて、例えば支持板にとどまっているような状態。部分溶融も含めてメルトダウンとそれは言っているんだと解釈しているんですが、安全委員会もそういうことでよろしいのか、もう一点だけ補足で確認させていただきます。

○加藤審議官 私の説明の仕方が悪くて済みませう。そういうことで燃料が溶融して下に落ちてきている状態、だから非常に少量の場合からこれはメルトダウンと呼ぶという考え方を示されていますけれども、それはそれで1つの考え方かなと思ひます。

何度も繰り返しますけれども、むしろ炉内の状態がどういふふうに移してきているか。現在どうなっているか。安全委員会としてはむしろ定義がどういふふうにもむしろそちらを重視してこの問題には取り組んできております。

○記者 細野さんに御質問させていただきます。

昨日の訂正に絡むことで1点なんですが、総理や総理補佐官が海水の注水の中断

の事実について知ったのは、これは変わらず大体 10 日ぐらい前ということでしょう。具体的に 10 日前というのは 5 月中旬という理解の仕方ではないでしょうか。

○細野補佐官 私ほどどちらかというと、その時々々の事態への対応を保安院、安全委員会、東京電力の皆さんとやっておりましたものですから、過去を振り返ってどうだったかということ余り記録を見ることができなくなりました。国会でもいろいろと議論が行われていたようなんですけれども、実はずっと国会をフォローするというところもしていません。発電所の方に行って先方でそういうことがあったんだというのを把握したのは、発電所の方に行って先方で現場の方から話を聞いて、そこで初めて正確にそうだったんだということを把握したということでございます。

○記者 ありがとうございます。

○記者

海水注入の関係で細野さんになんですけれども、先ほど安全委員長に確認していたということ、土曜日の会見で申し上げたというような発言がございましたが、私の記憶では臨界の危険性の根拠について記者の方から質問があって、その危険性について安全委員長が言った理由を確認してはいないという言い方をおっしゃっていたと思います。少なくともそこにはいた私の認識では、安全委員長に確認をとっていないという説明はなかったと記憶しているんです。

そういうことも含めて、たしかあのとき冒頭に事実に基づかない報道があった。これが事実であるから事実に基づいて報道してほしいというお話があったと思うんですけど、それだけ自信を持って示されたものが、結局これだけ違うものになつていくところについて改めてお考えをお聞きしたいのと、統合会見はこれで大体 1 か月になるわけですけども、この 1 か月、統合にすることによって情報出し方が改善するというようなことをおっしゃって始めたと思いますが、こういう状況を考え果たしてそれがうまくいっているのかどうか、それについてもお尋ねしたいと思えます。

ちよつと別の話なんですけれども、東京電力の方で 28 日までに報告聴取となつていて、当初の状況についての報告があるかと思えますが、これまでの説明では地震による損傷というのはなかったという説明の仕方をされてきているわけですけども、これまで出ているようなもので仮に損傷があったとしても検出できないようなもの、パラメータから見て検出できないようなもの、もしくは津波が来てから表れるようなものもあると思うんですが、時間的に遅れて、地震のときに既に兆候はあったけれども、それがパラメータとして表れてくるのはもうちょっと後ということもあるかと思うんですが、どこまでそれが地震による影響はないと言いつけるものなのか。これは東電と保安院にお尋ねしたいと思えます。

○細野補佐官 第一点目の委員長に確認をしないということについては、済みません、正確な事実、もしかしたら私の思い違いかもしれませんが、確認をさせていただきたいと思えます。

私としては初めにこれは官邸と保安院というのをあえて申し上げたので、それについては率直にお話をしようという思いで申し上げました。

あとは大きく変わつたというお話があったんですが、原子力安全委員長の発言を受けて慎重な海水注入によって検討したということ、紙の中には書いたつもりなんです。ですから、そこはその方向性というか、中身の主なものについては大きく変わつたものというふうには私は認識しておりません。

統合会見の成果ですが、できる限り正確な情報を迅速にとということでやってきました。おとといの会見の中でこれを申し上げたのも、できるだけ早く正確にお伝えをした方がいいたろうということをやつたつもりでございます。そうしますと正確性と迅速性をどう両立するかという問題が出てきて、いろいろな面で必ずしもすべてパーフェクトにやれていない面はあるとすれば、それは反省が必要だと思えます。

ただ、いろいろなモニタリングのデータであるとか、例えば皆さんの方からさまざまな食料品についての御懸念があったら、それにお答えをするであるとか、皆さんの要望にはできる限り応えるように努力をしているつもりでございますので、統合したこの会見そのものの意味は私は失われていない、あるのではいなかと考えております。

○松本部長代理 東京電力でございますが、まず私どもは、現時点では地震発生時に得られております記録計のチャート類、計算機に残っているデータ等を基に、特に原子炉の水位ですとか圧力、格納容器の圧力ですとか温度といったパラメータを中心にプラントの状態を確認してきています。

この結果に基づきますと、地震が発生してから津波が来襲して記録が途絶えるところまでに関しては、いわゆる原子炉冷却材喪失事故といった問題が発生していないと判断できております。ただ、御質問の中にございまして、現時点でパラメータで表れない程度の漏えい、津波によりまして事態が進捗していることがつかめられなかったケースがあるのではないかとということについては、そちらについては全くないとは言いません。したがって、この辺につきましましては少し分析が必要だと思っております。

特にホワイトボードに放射線量の値、入域禁止といった記載がございまして、そういったところの検証を引き続き実施していきたいと考えています。

○西山審議官 原子力安全・保安院といたしましては、東京電力から 16 日に提出のあったデータと、本日提出されると見込まれる分析の結果、保安院独自に分析した結果などを踏まえて、今のポイントも含めてわかつたところから、皆様にも検討

結果をお示ししていきたいと思えます。

○記者 念のためですが、結局今ある材料だけですべてを判断し切れなないということとでよろしいわけですね。

○松本本部長代理 はい。今あるデータでは、大きな原子炉冷却材喪失事故というものは起こっていないと判断しておりますけれども、細かいどれくらいのトラブルが同時に発生したかについては、まだ確定できている段階ではないということになります。

○記者 2つの分野についてお聞きしたいと思えます。

初めに原子力安全委員会なんですが、原子力安全委員会の役目、仕事というものはどういう立場にあるのでしょうか。専門家としてこのような事故の場合に権威と学識を持ってアドバイザーをし、現状を解決していくための一番権威のある立場として尊敬されている、そういうことなんでしょうか。

メルトダウンを1号機について認められたときに、2号機、3号機についてもメルトダウンは起こっているという発言があったことを報道で承知しておりますけれども、そういう現状について原子力安全委員会が発言するという事実は、どのようになら受け止めたらよろしいんでしょうか。

そして、今日ここに出てきました飲食物の摂取制限に関する指標の評価、概要ですが、これは例えば1歳の子どもを育てている母親が、これを見て何がわかるんでしょうか。国民のために専門家として明日何を食べたらいいか、あさって何を食べたらいいか、何を飲んだらいいかという立場から発表していただけないものではないでしょうか。このようなものをいただいてもほとんど役に立たないと思えるのですが、いかがでしょうか。

もう一つお聞きしたいのはモニタリングの件なんですが、例えば地震が起こる前、福島第一発電所、第二発電所周辺のモニタリングというものはどのようになつていったわけでしょうか。モニタリングボーストは幾つぐらいあったのでしょうか。それは地震によって壊れたんでしょうか。地震の後、それは修復されたんでしょうか。今、モニタリングカーのようなもので移動しながら調べている。それを出しているわけなんじゃないでしょうか。

今、例えば東電の柏崎刈羽に関して言えば、そのモニタリングはどのようになつているんでしょうか。住民が目に見えない放射能が漏れたときにすぐ探知できるようなシステムができていますでしょうか。そして避難訓練、シミュレーションというものはできていたんでしょうか。それは実行されたんでしょうか。

以上です。

○司会 前段の方は安全委員会、後段は東京電力ということとよろしいですか。

○記者 そうですね。安全委員会については政府の方からも、細野さんからお聞

きしたいです。

○加藤審議官 まず安全委員会から申し上げますけれども、今回のように原子力災害が起きた場合には、原子力災害対策特別措置法というのがあって、政府の原子力災害対策本部が全体的な司令塔になることになっております。安全委員会はその対策本部、また、その対策本部の指揮の下に実際の防災活動を行う各省庁に対して、技術的な助言を行うという位置づけであります。

本日この摂取制限のフローチャートをお配りしましたけれども。

○記者 済みません、その助言の強さと言うんですか、権威というのはどういうふうになっているのでしょうか。文部省の20mSvの決定のときに、安全委員会は20mSvは安全ではないと考えているということが報道されていますが、それにもかわらず、それは採用されてしまったわけなんですけれども。

○加藤審議官 この助言は事実行為として行っているものであります。ただ、政府の対策本部において防護措置などを決める際には、法律に基づいて意見を述べることになっております。

今の文科省の学校の関係の基準ですけれども、これについては文科省からお答えいただければいいと思いますが、文科省も20mSvにするとはいっていないんです。我々としては校庭において3.8μSvを文科省はむしろ基準として使っています。その数字を実際の学校の現場に当てはめてみると、実際の児童の放射線を受ける線量は多くても10mSvぐらいいくはないかという技術的な判断の下に1～20mSvを目安として使い、かつ、そういう考え方で3.8μSvを境に校庭の使用制限などを設けるということ、それから、今後はモニタリングをやって実態をちゃんと把握します、線量低減の努力はしますということとで差支えないという助言をしたところでもあります。

本日お配りした飲食物の摂取制限の関係ですけれども、これにつきましてはこの会見で何度かこの件について質問があったんですが、毎回口頭で説明申し上げていて、このように成人、幼児、乳児という3種類に分け、かつ、飲食物の方も何グループかに分けてやっているということをよく御理解いただくと本日お配りしたものであります。一方、こういったものを踏まえまして、実際の食品の制限というのは厚生労働省の方で食品衛生法あるいは原子力災害対策特別措置法に基づいて原子力災害対策本部長の指示の下に行われているわけでありまして。

そういうことからして、例えばどの地域のどのような食品に摂取制限がかかっているかというようなことなどは、厚生労働省の方においてホームページで発表するなどされているところでもあります。

以上でございます。

○記者 厚生労働省の決定についても助言をしているということとですね。違うんですか。

○加藤審議官 厚生労働省の方では、当初は私たちの安全委員会です。先ほどの指標値に基づいて、まずは摂取制限などの措置をとられて、かつ、それと並行しつつ、厚生労働省の方で食品安全委員会に諮りまして、食品衛生法の基準をどうするかというアドバイスを、食品安全委員会からいただかれておられます。そうした食品安全委員会のアドバイスの下に、厚生労働省が中心になって政府の原子力対策本部として、食品衛生法上の基準を当面どうするかということについてまとめられた案については、助言はいたしております。

そういうことで、食品については規制が始まっている段階では、むしろ厚生労働省と食品安全委員会、今後御検討が行われるものと承知しております。

○細野補佐官 私の方からは原子力安全委員会の政府内における位置づけでございますが、これは高い独立性が与えられておりますし、また、原子力安全委員長と申すものは、この分野の専門家として非常に政府の中でも発言には重きが置かれていられるものと思っております。

初期の段階はなかなか委員会を開いて検討するというようないとまがなかったりです。それから、委員長のさまざまな発言については総理も常に意見を求め、最大限尊重していただいたし、その後は重要な決定については委員会に助言を求めて、その助言に基づいてさまざま政策が行われていると考えます。

モニタリングについては一言だけ私の方から申し上げますと、特に東京電力の福島原子力発電所の周辺で、国がほとんどモニタリングをする手段をもとも置いていなかったということも私自身も問題だと思っております。

東京電力が持っているモニタリングポストと福島県が持っているモニタリングポストを頼りに情報を得ようとしたわけでございますが、その多くが故障していて、十分な客観的なデータが直後に得ることができなかつた。これは非常に大きな問題だと感じております。当然そこは検証対象にしなければならぬと考えます。

○記者 番号だけ付けている文部省のモニタリングポストなんですか、あれは地震の後につくられたものなんですか。

○坪井審議官 正確に言いますと、あれはモニタリングポストではなくてモニタリングカーで、場所に番号を決めてはかつていたものでございます。今、細野補佐官からもございまして、もともとは県のモニタリングポストは置いてあったものがありました。これは電源等の問題で故障していったということでございます。

○記者 そうすると、番号が付いているそこに行って毎回はかっているということですか。

○坪井審議官 今、発表しているのはそこに毎回行ってはかっているものと、積算線量計と言いまして、そこに置いてきて積算線量をはかっているものもございまして、今後、補正予算でモニタリングポスト、常設で置くものも予算をいただきましたので、これは速やかに設置していきたいと思っております。

○記者 番号のところの地名、住所などを発表することはできないんですか。
○坪井審議官 既に発表しておりますし、今、ホームページ上では緯度、経度情報もすべて番号のものに対応したのを載せております。

○松本本部長代理 モニタリングポストの状況につきまして東京電力の方から少し補足させていただきましたが、福島原子力発電所では発電所周辺には北から南にかけて全部で8か所のモニタリングポストを設置しております。こちらに関しましては津波の際に電源がなくなったということで測定できなくなっておりますけれども、その後、その際にはモニタリングカーにより測定を継続して実施しております。

現在、モニタリングポストにつきましてはすべて復旧してございまして、お手元にお配りさせていただいたとおり、毎日こういう形で公表させていただいております。と、もう一つはホームページの方に掲載させていただいております。

また、福島第二の方につきましても同様でございます。敷地周辺に7か所のモニタリングポストがございまして、こちらに関しても測定結果については毎日公表させていただきます。

柏崎刈羽原子力発電所につきましても同様でございますが、柏崎刈羽原子力発電所はまだ地震の影響を受けておりませんので、リアルタイムデータということで、現時点で何 nGy なのかということについてはリアルタイムでホームページ上で見ることができま。

また、防災訓練ということで年に1回、地元自治体の皆様と共同いたしました避難訓練等の実施を行っております。

○記者 済みません。今、8か所とおっしゃったのは、発電所の敷地内ですね。

○松本本部長代理 敷地の周辺のところは8か所あります。

○記者 私が聞いているのは、10km圏、20km圏、結果的に非常に影響を受けた住民の町の中のことを言っているんです。

○松本本部長代理 そちらに関しては、東電の方で常設したモニタリングポストというものは置いてございませぬ。自治体の方で県のモニタリングポストが設置されております。

○司会 よろしいですか。御質問の方。

2列目の方と3列目の方、続けてお願いします。

○記者

結局、3月12日の海水注入の関係なんですけれども、国は17時4分から海水の試験注入をしていたということには知らなかつたということに総合的に思うんです。土曜日の会見だったと思えますけれども、東電の松本さんが官邸から再臨界の危険性があるという意見があったり政府の判断をもっと待つ必要性があったから停止をしたんだというふうな趣旨の発言をしたと記憶しているんですけれども、

その辺の食い違いといいますか、逆に松本さんに、一体どなたからどんな指示があったって待ったのか、あるいはその辺の経緯について教えていただけないでしょうか。

○松本本部長代理 東京電力でございますが、まず私どもは炉心に注水ができなくなっているという状況を踏まえまして、一刻も早く原子炉の方に海水を注入すべく準備を進めていたところでございます。

当時、19時04分に注水の準備ができたということで注水を開始しております。その際、国の方では、資料にございまして、官邸の方で原子力安全委員会を合め、再臨界の可能性について検討が行われたということでございまして。こちらに關しましては、官邸におります者から東京電力の本社の方にそういった懸念があるということを私どもの方がうかがったものですから、1回これについては官邸の判断、了解を必要と判断して1回止めたものでございます。

○記者 続けてで恐縮なんですけれども、要はそれが官邸のどなたかからの、例えば経産大臣であるとか総理とか、その周辺からの政治サイドからの指示とかではなく、東電の官邸にいる方がそういう官邸側の憂慮をおもんばかってそちらにお伝えになったという解釈でよろしいですか。

○松本本部長代理 その辺りの詳しい事情については、情報も錯綜してきたこととございまして、はっきりしたことはわかりかねております。

○細野補佐官 是非皆さんに御理解いただきたいんですが、官邸の中で行われていた時間軸でのさまざまな情報と現場というのは全く違う場所で違う情報で動いておったんです。私どもは6時ごろから海水の注入については全く違う場所です。動いておったんですが、そのときにはおおよそ7時半ごろまでは少なくとも水が入らないという情報を得ていて、それぐらいい時間があるのであれば海水注入のやり方であるとか、ホウ酸の投入であるとか、そういったことについても協議をすべきだろうという前提で話をしておったんです。その中で東京電力の方でそれぞれの連絡があったかどうか、更には実際に水が入っていたということは随分後になって政府関係者は知ったわけでございますが、そのときは全く知らなかったということでございます。

○記者 松本さんに技術的なことで伺いたいのですが、午前中におっしゃっていた4号機のプールの補強の準備工事ですけれども、今日でどこまで実際に進められたのかというのが1点。

もう一つ、汚染水の移送がそろそろ集中ラドの方で満杯になりそうだというところに関連して伺いたいんですが、午前中の会見で立て坑の何か所か海への漏出が懸念される場所があって、その対策を進めたということですので、そういう海への放出のおそれがあるようなところが何か所あつて、すべてを埋めたのかどうかということ、残っているところがあるのかということ、2、3号機それぞれで教え

てください。

数日で満杯になって処理が6月中旬となると2週間くらい移送ができないうことと、3号機の作業で2号機のトレンチからの移送を止めたとともに10cmくらい数日間の上がったことがあったと思うんですが、2週間となると相当な水位の増加が懸念されるのではないかと思います、その辺はどう評価されているのかという点。

以上、教えてください。

○松本本部長代理 まず、4号機の使用済み燃料プールの底部の耐震強化工事でございますけれども、こちらに關しましては継続的に本日実施しておりますが、原子炉建屋の2階でございまして原子炉冷却材浄化系の熱交換器、シールドブロックの片づけ、緩衝材の片づけ、1階から2階にかけての足場の組み立てということをやっております。

したがいまして、足場の組み立てに關しましては1階から2階への、いわゆる大物搬入高と言いますが、機器ハッチの通路を含む作業場所ということになります。当社の管理員が1名と協力企業の作業員の方が40名程度で3班に分かれて交代で作業を行っているというような状況になっております。

これまでの当該工事での被曝線量につきましては、最大のものが2.1mSvでございました。立て坑の数につきましては、標高で4mのところ、2号機で2個、3号機で2個でございます。4号機側に1個、1号機側に2個ありまして、計7個の立て坑になります。

繰り返しますと、1号機側で2個、2号機側で2個、3号機側に2個、4号機側で1個ということで、こちらがいわゆる低いところ、4mの標高のところがございますが、こちらに關しましてはすべて閉塞が終わっております。

タービン建屋の地下のたまり水の状況でございますけれども、午前中の会見で申し上げたとおり、移送の方は6月の上旬、来週中にはほぼ予定の移送量に達すると見ておりますので、システムの方が6月中旬の稼働ということを考えますと、約2週間程度のミスマッチが生じておりますが、現時点ではタービン建屋の方にためるところということで問題ないものと考えています。環境中へあふれるという可能性のところについては立て坑を埋めているということになっております。

○記者 関連して、4号機のプールの件なんですけれども、原子炉建屋内での作業を始めたのは今日が初めてということなんです。

○松本本部長代理 大物搬入口付近のガラ撤去等がございまして、正確に申し上げますと5月9日ごろから原子炉建屋の中での作業は開始しております。

○記者 ガラの撤去以外の具体的な片づけであるとか足場の組み立て等を今日始めたということですか。

○松本本部長代理 そうですね。具体的に2階の方に上がつて作業をより近いとこ

ろに行ったのが本日ということになります。

はかにどういった作業をこの4号機の使用済み燃料プール絡みでやっているかにつきましては、1回確認させていただきます。ただ、4号機に関しては、建屋中の線量が低いものですから、作業としては1、2、3号機に比べて容易だと考えております。

○記者 もう一つ、たまり水の件で、ピットの方は漏出の懸念はないのかということと、タービン建屋にためられるから大丈夫というのは、立て坑ではなくてタービン建屋側にためるようなのは特別なことをするのか、あるいは今のまま放っておいても大丈夫だという認識なんでしょうか。

○松本部長代理 ピットの方につきましても、併せて作業を行っております。現在、放射性物質を含む流出の可能性があるピットにつきましてはすべて埋まっております。閉塞が完了しております。残り27か所のピットがございませすけれども、こちらにつきましては順次6月までに埋める予定でございませす。これはタービン建屋のトレンチと接続している可能性があるというピットでございませすので、漏水するリスクとしては小さいと考えています。

タービン建屋に関しては、特別何か用意するということではございませす。これまでどおりタービン建屋の地下1階のところに水をためるということになります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 質問のある方。では、そちらの真中の男性の方と2列目の男性の方。

○記者

細野補佐官に3点。海水注入に絡んで21日に発表された件でお伺いします。

1つ目が21日の発表値の件なんですけれども、先ほどほかの方の方も質問されておりましたが、安全委員会から確認がとれていたかとなかなかたかということについて、とれていないという発言はなかったかと思つて、先ほど冒頭部分をICで聞いてみたんですけれども、やはりそういう発言はされていなくて、質疑のところでもたしかそういう発言はなかったかと思うんですけれども、その中であえて官邸と保安院でまとめたとおっしゃられたということは、安全委員長から確認をとれていなかったということとは非常に重要な情報だと思いますが、冒頭の時点ではさきりと明示する必要があるかと考えていたのか、それとも明示しようと思つたけれども、発言するのを忘れていたということなのか1点目。

もう一つは、発表に至るまでなんですけれども、加藤審議官が先ほどおっしゃられていたんですが、21日16時ごろに安全委員会、班目委員長の発言の趣旨と違うというような情報が細野さんの方にも入つていたとうかがっているんですけれども、恐らくその時点で3月12日に何かあったかどうかということでは置いておいて、今後、班目委員長の問題を解決しないうちに発表してしまうことで後々問題になる

とは考えなかつたのかという点。

最後、もう一つが、今回の話のポイントというのは、やはり原子力安全委員長が「再臨界の危険性がある」と発言したというかぎ弧の部分というのはこの前の報告書の非常に肝の部分になると思うんですけども、あちらについて結果的に安全委員長に確認をしなかつた調査のやり方について問題があつたとは考えないでしょうか。

この3点をお願いします。

○細野補佐官 前の夜でしたか、夕方でしたか、報道がありましたので、それを受けて朝から調べて発表したということです。

当時、官邸のあそこに入っていた人というのはかなりの人数になりました。そのすべてに確認をするのは相当時間がかつたということなんです。ですから、保安院と経済産業省と官邸を中心にまとめるという形をとらせていただきました。

当時、関係者に聞いた中では、安全委員長の発言というのはこういうことだと。と、ほぼ相違がなかつたものなんです。それから、それでそのまま発表したということ。安全委員長がそれをお認めになつていないというのは、この記者会見をやる前に必ず打ち合わせをして今日はこういう発表をするからという確認をしております。その中で初めて聞きました。

○記者 今、3つ質問させていただきました。1つずつ。

1つ目が21日の発表の際に、安全委員長から確認をとれていないという重要な情報を我々に公表されなかつたわけなんですけれども、これはあえてする必要がないというふううに感じていたからなのか、それともしようと思つたけれども、忘れていたからなのか。

○細野補佐官 今、すべてをお答えしたつもりなんです。ですから、私としては冒頭で官邸と経済産業省、保安院と確認した。そのほかにたくさんいきましたから、そういう皆さんにはすべて確認をとれているわけではないという情報をお伝えしているつもりなんです。そのことを申し上げます。

○記者 班目委員長に確認をしなかつたという情報があつたにもかかわらず発表したことでは後ほど問題になるとは感じられなかつたのでしょうか。

○細野補佐官 その中で集まっていた中で私が確認できた中で言うと、この21日に書いた中身ではほぼ一致しておりますので、それは間違いないだろうと考えると。

○記者 問題になるとは考えていなかったということですね。

○細野補佐官 間違いないだろうと思つていたということ。それが危険性ということではなくて可能性だったんだということ。記憶が若干具体的にこうなんだということについてはそれぞれ御判断があるようですが、そのときはそういうふう

に考えたとということ。

○記者 結果的に問題になってしまったわけですから、班目委員長に確認をしなければならぬと思います。調査は時間的にもなかなかタイトだったというのをお察しいたしますが、確認をしなければならぬと思います。関係しては問題なかったとお考えでしょうか。

○細野補佐官 迅速性を重視したということですが、

○記者 わかりました。

○記者

今日、東電から保安院に提出する16日に発表された初期データの評価については、今日、公表するかどうかという見直しはありますか。

○松本部長代理 東京電力でございませぬ、まだ提出できておりませんが、準備ができ次第、保安院さんの方に提出させていただきます。公表につきましては準備をしたいと考えております。まだ時期等については未定でございます。

○記者 今日出るかどうかというのは、

○松本部長代理 こちらに關しましては、23日という期限が切られておりますので、本日提出する予定で準備をしている段階でございます。

○記者 あと関係なんです、汚染水の処理について年末までに20万t強出ると推定されていまして、11当たり処理についてかなり莫大な費用がかかる。東電は大体1兆円ぐらいの特別損失の予算の枠をつくっているわけですが、この中で処理ができるのかどうかという見直しについてはいかがですか。

○司会 質問項目は以上でしょうか。できるだけまとめてお願いいたします。

○記者 以上でございます。

○松本部長代理 私どもとしましては、こういった特別損失の枠内で処理を考えていきたいとは思っております。ただ、何分にも世界で初めてのものでございまして、不確定要素は多少あろうかと思っております。

○司会 御質問のある方。前の男性の方、後ろの手を挙げていらっしゃる男性の方。2人続けてお願いします。

○記者

圧力容器の中の水の温度についてかつて質問させていただいたんですが、その温度そのものは不明だということで、配布していただいている各号機の状況を見ましても、実際データなしということになっていらっしゃるんですが、その際に、西山審議官の説明をもう一度きき直すと聞き直しましたら、容器の各部位の温度がわかるから、それから大体憶測して百数十℃だということ御説明だったんですが、その各原子炉圧力容器の中の部位の温度というのはそういう場合どうやってはかることができるのか。これは毎回配布していただいている資料を見ますと、若干変わりますが毎日記入してあるんですけども、そのことをおしえていただけないかと思えます。

その関連なんですけれども、先ほど加藤審議官の方からマルチダウンそのものの定義よりも今の状況がどうなっているかが問題だということ御説明だったんですが、そ

うした圧力容器の実際の水温はデータがとれていないという状況の中で、本当に今、冷却・低温停止の方に近づいて安心できる状況だとお考えになっているかどうかを教えてくださいたいと思います。

3つ目として、班目委員長の。

○司会 済みません。今の2つはだれに対する質問事項になっておりますか。

○記者 最初が東電の方にデータのとりに具合の経緯、どうやってとれるかということについてお願いしたいと思います。

3つ目に3月12日のやりとりの件なんです、再臨界になるとどうかという観点とともに、海水を注入すると炉心が腐食するのではないかとというような議論もあったと思うんですが、その辺りのことについての危惧ということでのやりとりということはないのか。あと、実際にそういうようなことがあるならば、海水を注入したこととマルチダウンが早まっているとか、より損傷が深刻になったと、いうこととの関係があるのかについて、細野補佐官にお伺いできればと思います。よろしくお願いたします。

○松本部長代理 まず、水の温度につきましては、現時点では直接はかる手段がございません。原子炉の中の水が循環できていない状況でございますので、御指摘のとおり、水の温度を直接はかれないのでございます。

したがって、原子炉の中をどうやって推定しているかにつきましては、原子炉の圧力容器の各部に熱電対というものがございまして、そこで各部の温度をはかっております。現在、1号機が一番冷えておりますけれども、100℃以下程度に下がってきておりますし、3号機でも高いところは今日のデータですと、ノズル温度、圧力容器のカバーで97.4℃というような状況でございますので、比較的順調に冷えていると思っております。

この中で実際どうなっているかということがございませぬ、中に圧力容器を介しまして、直径が約5m程度の容器でございませぬ、この中によほどの高温のものがあるということはないか考えられませぬ、あつたとしてもそれなりに十分水を注入することで冷えている状況は実現できていると判断していただきます。

少し3番目の質問にも御関連しますけれども、海水を注入するというところで塩素による腐食は当然考えられますけれども、これはどちらからかという構造材に対する長期的な影響でございませぬ、この時点でまずは原子炉を冷やすのが第一優先でございませぬ、水源が、淡水が切れた以上、海水を注入して冷やすということをお優先するということになります。塩素に關しましては今後水を処理していく課題、あるいは循環冷却を継続する中で、それについては除去をしていきたいと考えております。

○記者 圧力容器の各部位の温度がはかれているというのはいかがでしょうか

れているのか、もう少しわかりやすく説明していただけますか。

○松本本部長代理 まず、一個一個の熱電対の構造から申しますと。

○記者 熱何ですか。

○松本本部長代理 熱電対。2種類の金属を組み合わせたものでございまして、構造的には比較的単純なものでございます。それが金属のさやの中に入れて圧力容器の各部に溶接で取りつけられているものでございまして、比較的構造としては故障しにくいようなものでございます。

ただ、一時的に支持のふらつきというものがこれまでも観察されておりまして、これも、こちらは今回の事故の影響で、いわゆるケープルの端子台ですとか、つなぎ目といったところが緩んだということで、一時的な接触不良のようなことが起こっているものでふらつきが出るのではないかと推定しています。

また、何か所もございまして、全体として変化の傾向を見ておきますと、水を入れるよう増やしますと全体的な温度の低下が早まるですとか、水の量を減らしますと温度の上昇具合がまた元のように戻るというようなことで、水の量によりまして温度の変化等も見られておりますので、こちらに関しては絶対値そのものだけでなく信用できるかという問題はありますけれども、全体の動きとしては十分に使用に耐えられるものではないかと判断しています。

○記者 安全委員会の方から、先ほどの質問に、炉心の状況が安心できるという。

○加藤審議官 それについてはまさに東京電力の方から保安院に報告されて、それを受けて保安院の方でどう評価されるか、それを見た上で私たちがものを言っているか、それではないかと思えます。

○記者

まず最初に東京電力松本さんにお伺いしたいんですが、2号と3号の汚染水なんです、これはあと数日でいっばいになるかとすると、その後、6月の中旬までに2号で現状の6m³を続けた場合に約3,000m³、3号機で現状の15m³を続けた場合に約7,200でトータル1万tぐらいの水が運べない状態になるのですが、これでもタービン建屋の方の地下で大丈夫だという認識がどういった根拠であるのでしょうか。

保安院の西山さんに、この状況になるのはいつごろ認識されていたのでしょうか。その認識に関しての危険度、どういった状況であるのかというコメントをください。東電の松本さんにもう一点。プロセスマシ建屋の床面積を確認できればと思えます。もう一つ、固体廃棄物減容処理建屋の床面積をお願いします。

以前、廃棄物収集処理建屋の周辺に幾つか建屋があって、もしかしたらそちらも汚染水の貯蔵に使うかもというお話があったように思うんですが、現状、計画がなくなつたということでもよろしいでしょうか。

東電松本さんにもう一つ。敷地内で使われているトラックであるとかクレーンの

トータルの台数というのはおわかりになりますか。要するに、日々作業の材料は搬出、搬入して類と思うんですが、敷地の中に入った車、外に出られないと思うので中で使われる車は限られると思うんですが、この台数を教えてください。

残りの2つも東電松本さん。以前からお願ひすれば教えてください。フがいつごろ出るかというのがわかれば教えてください。

先ほどアレヴァの水処理システムについて不確実性があるというお話でしたが、例えばどういった不確実性が考えられるのかを教えてください。

以上、お願ひします。

○松本本部長代理 まず、汚染水のたまり水の件でございましてけれども、こちらに關しましては現在、数日後に所定の輸送量の方に到達すると見込んでおりますけれども、輸送量に關しましては、ポンプの定格容量に対します移送時間で算出しておられますので、実際には建屋側の水位の状況を確認した上でもう少し移送できるのかというような最終的な判断はあろうかと思っております。

汚染水の状況でございましてけれども、全量が原子炉建屋から出てくるという過程でございましてそういった計算になるかと思えますけれども、まだそちらの方の流入の状況等よくわかっておりませんが、現時点での水位の上がり具合から見ると、それほど急激に上昇してくるということはないのではないかと考えております。

プロセスマシ建屋と雑固体廃棄物、減容処理建屋の床面積につきましては、別途回答させていただきます。以前、御報告させていただいたものと同じでございます。クレーンの台数をお聞きになる質問の御趣旨がよくわからなかつたんでございますけれども、なぜでしょうか。

○記者 済みません。トラックであるとかクレーン、要するに中で使っている重機がどういったものがあったって、中で使われるものというのでも使われないわけですね。現状、幾つかの作業がどんどん並行で進んでいるので、そこらの重機が足りているものかどうかというのがわかればと思つたんです。

○松本本部長代理 重機そのものは作業を進めておりますので足りていると思っております。

○記者 です、台数を教えていただければと。これは以前からお願ひしている人様と同じなんですが、要するに足りているとか、現状、人が間に合っているという言葉は信用したいとは思ふんですが、裏づけがないと何とも言えないもので、その辺をお願ひできないでしょうか。

○松本本部長代理 ただ、こちらに關しましては、クレーンの台数あるいは自動車の台数を東京電力が1台ずつ把握しているというよりも、こちらは工事の元請け企業さんの方が基本的には工事の進捗の中で自分たちでどういった車両あるいは重機が必要なのかということを手配して用意していただいております。私どもの方と

しては、そういったこの中の工事管理を通じて作業の進捗状況、安全の確認といったようなことを行っております。

残留熱のグラブでございませうけれども、準備ができ次第、皆様の方にお配りさせていただきたいと思っております。それほど時間がかからずにお配りできていると思っております。

アレヴァの不確実性の面でございませうけれども、こちらは2つ意味がございませう、1つは処理システムそのものが今、予定しているものに対して改造が必要ということが発生する可能性はゼロではないということが1点。

もう一つは、金額上のことでございませうけれども、こちらに関しましてはまだまだ今後どういった追加の作業が発生するかどうかというような面で、まだ金額としては不確実性があるということを申し上げたつもりでございませう。

○記者 わかりました。今の関連で、まず汚染水の方なんですけれども、全量出てくるかどうかというのは限らないということになると、以前、4月4日に外に放出した際は、今すぐにもでもピットからあふれるという認識で放出されたと思うのですが、現状、外に出る可能性、1万tを入れてもとりあえずあふれないということは、それほどの緊急性が当時もなかったのかと判断できるのですが、この辺、東京電力と保安院、どういった認識でしょうか。

もう一点、今、工事の管理というのは東京電力側ではなくて原則的には現場の下請けの方々、下請け企業が人であるとか総数を管理しているということなのですが、そうすると、東京電力側では工程表をつくる際に、何を基準に人間が間に合うと判断されたのでしょうか。これは要するにそういう工事を発注すれば下請けがやってくれるというような考えでよろしいでしょうか。

○松本部長代理 まず1点目の御質問でございませうけれども、4月4日の際は、繰り返しになりますけれども、既に2日の段階から高濃度の汚染水が2号機の取水口から既に漏水していたというように急な緊急性がありました。したがって、タービン建屋にたまっていてはたまり水を急いで集中廃棄物処理施設の方に移送した方がよいらろうというような判断はこれまでも御説明させていただいたとおりでございませう。

また、当時は取水口付近の止水工事は終わっておりませんでしたので、水がどんどん増えてくれば低いところのトレントチあるいはピットのところからあふれ出るという可能性がございませう。その後、私もといたしましては、こういったあふれ出る可能性があるところについてはコンクリートでの閉塞作業を順次やってきておりませうので、現時点では4mのところにある低いところの立て坑に閉じ込められて埋まっているという状況になっております。したがって、環境への放出を避ける危険性というのは、4月の段階に比べれば小さくなってきていると判断しております。

2点目の御質問でございませうけれども、工事管理につきましては、私どもが工事管理、安全の確認ですとか作業の進捗状況の確認というものをやっております。元請け企業さんを通じて具体的な作業の手順ですとか、作業を進めていただいている状況になります。私どもといたしましては、今回の工程表のスケジュールをつくるに当たり、私どもと元請け企業さんとの間でいろんな話し合い、相談をさせていただきながら、こういった工程でこれぐらいの工事をやるというようなことで今回道筋をつくらせていただいているということでございます。

○西山審議官 保安院の方からお答えいたします。

まず、現状についていつから認識していたかということですが、現状を構成する要素は幾つかあると思えますけれども、一番重要と思われるのはアレヴァとかクリオンの設備がいつの時点でしつかり動かし始めてきたかということと、これについては当初は6月の初めから稼働という感じで考えていたと思えますけれども、それがいろいろ相手方の企業の事情などによって遅れてきたということの認識というのは、今回の工程表をつくる過程で保安院としては認識したと思っております。

そのほか、3号機の水量を増やさなければいけないというようなことは、3号機の温度の変化によるもので、なかなか予測は難しかったわけですので、あれはあの時点で認識したと言わざるを得ないと思っております。

4月4日の時点との差については、今、松本さんが言われたとおり、保安院としても同じ認識でありまして、当時は既に漏れていたものをどうするかということがありまして、漏れていたということはほかに漏れる要素があるという認識でありましたので、そういったときには一刻も早く集中廃棄物処理建屋をあげなければいけないと思えました。

今回違うところは、今、漏れていないということと、漏れそうなところは手当てをしているということですので、保安院としてもこの現状というのは非常にしつかり注意を持って見なければいけないと思っております。漏れそうなところについての封止措置をしつかりしていただくとともに、ほかにもないかどうかについては確認をさせていただきたいと考えております。

○記者 1つ確認ですが、そうすると、1万t程度であればとりあえずは地下にためていても大丈夫という認識でよろしいでしょうか。

○松本部長代理 はい。今のところはそう思っております。最大出てくるとしても大丈夫ではないかと考えております。

○司会 ほかに質問のある方。そちらの女性の方、その斜め前の方。

○記者 よろしくお願いたします。

幾つかあるんですけど、まず細かいことからいくと、東京電力さんに対して

4号機のブールールの補強工事の関係なんです、今日始まった原子炉建屋2階のシールドブロックの片づけとか緩衝材の片づけとか足場組み立てというのは、いつまで、来月支柱を立てるまでに具体的にどんな作業があるのか教えてください。

2点目ですが、これから梅雨が来て雨が降って地下水が増えることも予想されると思うんですけど、その地下水が増えた場合にはどう処置するのか。タンクが間に合わなくて海洋放出という事態に仮に至った場合には、日本の国民だけではなくて各国も非常に注目している事案だとは思いますが、そういう事態に至らないというふうに細野さんに根拠を持っていただきたいのですが、それが2点目。

3点目は、話を戻って東京電力さんにもう一度なんです、2号機、3号機のデータ解析と保安院の指示文書に基づく報告書の方は今日中に提出したいというお言葉が先ほどありましたけれども、我々報道機関への公表はいつになるのでしょうか。

4点目は最後で細野さんですが、先ほど海水注入の関係で大きな方向では変わりは無いんだという趣旨の御発言をされたかと思うんですが、1人の科学者にとっても可能性がゼロではないということ、可能性がある、または危険性があるというのは全く違うことだと思うんです。なので班目さんみたいな反応をされたかと思うんですけど、そういう班目さんの思いをどういうふうにお考えでいらっしゃるのでしょうか。

以上です。お願いします。

○松本部長代理 4号機の使用済み燃料プール底部の強化工事につきましては、現在、準備作業ということで、現場の鋼材の持ち込み用のスペースの確保、それを取り上げるような足場等の組み立て作業を行っております。具体的な作業の段取りにつきましてはまだ確認できておりませんが、こちらは別途皆様の方に御紹介させていただきますかと思っております。

梅雨に関連してですけれども、現時点までに仮設タンクの方の準備を進めておりますので、こういった私どもで考えている濃度の低いものにつきましては、4月上旬から順次設置工事を行っております、5月末までぐらいいには1万9,200t程度、6月上旬までには毎月2万t程度の仮設タンクの設置を継続して実施していくという事になっておりますので、当面、梅雨時で地下水に關しましてはそちらの方に受け入れていきたいと考えております。

本日、公表、報告する予定の報告書につきましては、まだ出せておりませんが、これも、時期等につきましては報告書を提出した段階で皆様の方にお伝えしたいと考えております。公表する時期につきましては、印刷等の準備がございますので、その辺を踏まえまして皆様の方にお伝えしたいと考えております。

○細野補佐官 まず海洋の放出ですが、何としてもそれを避けたいと思っております。実際にはかなりの数のタンクを用意して余裕があるようにという準備も進めてま

いりましたし、また、タービン建屋の高さも含めて、何度かいろいろな水バランスの説明を私も受けておりましたが、その中でこれぐらいの時間の猶予があるのではないかと説明を受けてはおります。

ただ、これから梅雨の時期になりますので、水についてはさまざまナリスクがあるのも事実でございます、あと、しばらくの期間ありますので、その間にしっかりと水の管理ができるように責任を持ってやっていきたいと思っております。

一方で、海水注入に関する御発言ですけれども、当時もそうですし今もそうなんですけれども、特に当時、原子力安全委員長というのは最も専門的な知識を持っておられる方でございます、その言葉を我々は非常に重く受け止めていたんです。

ですから、正確な表現はそれぞれ言い方が違うんですけども、委員長がおっしゃる、可能性がゼロではないという言葉を重く受け止めて、さまざまな検討をしたという経緯がありまして、今も安全委員長というのは非常に重い立場でございますので、そういう言葉は大事にしなければならぬという思いは持っております。これからも安全委員長というのは非常に重要な役割を果たされていますので、そこちからが言った、ああ言ったということではなくて、お互いに協力できるような関係を是非つくっていききたいと思っております。

○記者

何度も申し訳ありませんが、海水注入の件で細野さんにお伺いいたします。細野さんは、安全委員長の発言について確認をされたというのは、何人ぐらいいでいう立場のある方と考えればよろしいでしょうか。また、細野さんに結果的に皆さんがそろって誤って伝えてしまった理由について、何か思い当たる節があればお聞かせください。それが1点目です。

あとは東京電力の方と細野さんに改めてお伺いいたします。以前に御質問させていただきました件でも、3月11日のホワイトボードに書いていた件ですけれども、午後9時51分に1号機は高線量のために入域禁止になっているというところがあった、そのことについて政府や周辺自治体への連絡というのは当時どうなっていたのかということをお聞かせください。よろしくお願いたします。

○細野補佐官 だれにとこういうことは最終的にもう一度出させていたいただいでいますので、個別に名前を挙げるのは控えたいと思えますけれども、中に入っていたメンバーを探して、できればその日中に発表したんかたんです。しかも日中韓の首脳会談をやっていたので、責任ある立場の方の方々はなかなか連絡がとれるような状況ではなかったんです。

その中で限られたメンバーですけれども、確実に消える人を数名は少なくとも確認して、そこでこれなれば間違いないだろうということを出させていただきました。付言しますと、再臨界というのは非常に危険なものだと思っておりますので、

そこで危険性という言葉を使ったということでございます。

○記者 お名前は難しいかと思えますけれども、例えば所属する省庁、機関など、何か応えられる部分がございますでしょうか。発言の確認をしたかたなんでしょうか。

○細野補佐官 是非これは御理解をいただきたいのですが、あの状況の中で班委員長がああいう発言をしてそうとうたつたというのは、我々にとつては厳しい状況の中での発言だったんです。そういうどちらが悪いということや皆さんが詮索されるのはよくわかるんですけども、事態の対応にこれから協力をしてやっていかなければならないんです。ですから、そういう関係をつくりたいし、これはもう最終的に政府としてこういうことだろうということや発表しておりますので、そういうだれがどうこうということではない形で御理解をいただきたいと思えます。

○松本本部長代理 東京電力でございますけれども、3月11日の21時51分ごろのホワイトボードへの記載でございますけれども、こちらに關しての時系列については現在とりまとめ中でございますので、その後、御報告できると考えております。

○記者 汚染水の移送についてお伺いしたいのですが、3号機の汚染水の移送について、今朝、たしか移送量を12m³から20m³に評価し直したと思ふんですが、20m³にして26日の午後にはプロセス主建屋と雑固体建屋の計画では1万4,000tに達してしまうと思ふんですが、26日午後でその計画量に達してしまうというような認識でよろしいんですか。東京電力さんにお伺いします。

○松本本部長代理 計算上は20m³/hで、運転時間で4,000m³ですので、都合200時間で4,000m³に到達することになります。が、繰返し申し上げますけれども、実際には建屋の方の水位をもう一度確認して受け入れ量を判断するということがあります。

○記者 26日の午後には必ずしもいっぱいになるわけではないということなんでしょうか。

○松本本部長代理 計算上は4,000m³になるといっただけでございますので、もう一度そういったところの建屋の中の水位等を確認するということが発生します。

○司会 よろしいですか。

では、前の方。

○記者

東電の松本さんに伺いますが、3月12日の件なんですけれども、東電側として再臨界というものを官邸側が懸念していたとすれば、それは一時行っていた注水を止めなければいけないというほどの危険性のある問題という認識があったのでしょうか。

この質問をさせていただく背景には班目さん自身が再臨界の危険性よりも冷却の方が大事だったと、再臨界のこと自体に危険性という言葉を使わうわげがない

という発言を今朝なさっさつているんですけれども、これについて原子炉工学の専門家としてあの時点で再臨界というのは危険だったということがあったんでしょうか。

○松本本部長代理 私どももいたしましたのは、この前段の真水の注水、海水の注水を準備している段階を通じて、再臨界についても評価をいたしておりますけれども、私どももいたしましたのは再臨界のリスクという面では極めて小さいと思っております。

○記者 止めたとということについては、御質問の中にございまして、再臨界のリスクが小さいと判断しておりますので、当然優先すべき原子炉の注水を最大の活動目標として実施してきて19時04分に注水を開始したということになります。

○記者 止めたとということについては、

○松本本部長代理 この際に、私どもはそういった活動を運転と発電所の方でやっておりますけれども、改めて並行して政府の方でこのメモにございますとおり、18時～18時20分ごろ、原子力安全委員会を含む会議が行われてそういった議論がされたということや伝えられましたので、私どもとしてはこういった海水注入に当たっては官邸側の判断、了解が必要だろうということや、一旦作業を中止したということになります。

○記者 そうしますと、議論が行われている最中であるからして、その結果を待つて官邸の判断を仰ぐと考えると止めたということですか。

○松本本部長代理 はい。今回はそういった懸念あるいは議論がされているということがわかりましたので、私どもとしてはそういった海水注入に關しましては一旦停止をして、官邸の判断を仰ぐというようになつたものでございます。

ただ、その際、私どもは19時04分に海水の注入を開始したということについては保安院さんの方に伝えたりもしてはございましていたけれども、なかなかさういふことの情報が錯綜していたことは、うまく伝わっていきなかつたのではないかと考えております。

○記者 済みません、保安院も同等の考え方だったのでしょうか。

○西山審議官 ほぼ同じ考え方だったと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、後ろの席で3人いらつしやつたと思ひます。

○記者 たびたび済みせん。フリーの木野です。

細野さんに2点お願いできますか。1つが、先ほど東京電力の方で基本的には協力企業の方に人繰りであるとか台数の確認を任せて、協力企業と話し合つて作業内容を決めているというお話があったのですが、現実には東電側では人数であるとか必要な機材、台数、さういったものは直接把握していないように思ふのですが、これは工程表をつくる段階で統合本部としてはその辺はどういった認識だったのでしょうか。

直接作業の内容、人数であるとか、工数というのは把握していたのでしょうか。その辺を教えてください。

もう一点、最初の質問だと思っていますが、以前は議事録をとられていないということだったので、現在はとられているのでしょうか。御回答がありがたいです。ような気がしたので確認できればと思います。2つお願いします。

○細野補佐官 議事録がとられる会議というものは、できるだけ正式な会議ではとりますし、これはそういう意味で正式な決定機関だと思われようなところでは議事録というのはできるだけとるのが原則になると思います。

前段の部分ですが、先ほど松本さんの話では機材の方からの話だったので誤解を木野さんに与えたかもしれないと思います。今、Jヴィレッジの方ですべて作業場、現場に入る方は線量管理をしています。何名ぐらいいどこで入っているかということについては把握しています。政府もこれを東京電力に任せただけではなくて、直接、線量管理については情報を得て、そういう方々がこれからずっと長くそういったことがどうい影響が出るのかということについてもしっかりと対応していくという方針を明確にしております。

金曜日に厚生労働省の方で対策室を立ち上げておいて、今日も私、厚生労働省に行つてその打ち合わせをしてきたんですが、先ほど木野さんが御心配されたような形がどうい形が入っているのかわからないというようなことはないように、東京電力にも当然努力をしていただきたいし、政府としてもそれに全面的に協力をして、責任を持って対応していきたいと思っております。

○記者 それに関連で、私が心配していたのは機材なのですが、機材は通常の工事と違つて出し入れができないはずなんです。敷地内から外に持ち出すこともできないし、中で使っているものはしばらく中に留め置きになると思います。そういった状態で必要な機材が集まっているのかどうか。現状、以前に比べると並行が進んでいる作業が非常に増えてきているので、その辺、通常の輸送のトラックとか、ユニックであるとか、ユンボであるとか、そういったものを含めてどういった形で手配されているのか。勿論、人数がいるのも大事なのですが、こういった作業になると機材がそろつているか、そろつていないか人間にかかる負担がかなり違うと思うので、その辺きちんと把握できているのかなと思つた次第です。

○松本部長代理 資機材の搬入等に使用しますクレーンですとかトラックにつきましては、順次必要な台数を持ち込んで運んでおります。また、中に入つたものも一切出られないということはございませんで、Jヴィレッジ等で洗浄等をすれば出せることは可能と聞いております。

○記者 です、その台数というのは把握されているのであれば台数をお出しただけだと思います。台数は出ないということではよろしいですか。

○松本部長代理 はい。現時点ではカウントする予定はございません。

○西山審議官 先ほど競売の高田さんの御質問のときに、保安院は海水注入による再臨界の可能性をどう考えているのかという御質問がありました、ほぼ同じようにというあいまいな言い方をしましたけれども、私が申し上げたことは、その可能性は全くゼロということではないと思つたこととことです。

○記者 今の台数の関係で細野さんにも確認なんです、そういった機材の台数の方は統合本部でも把握していないということではよろしいでしょうか。

○細野補佐官 私の印象なんですけれども、日々相当な車が行き来しておりまして、多分機材の数であるとか車の台数などは相当変わるんだろうと思つてます。大事なことは人に負担をかけずにきちっと機材が確保されてそこで作業が進むことと、それにはさまざまな面でできる協力はすべてしていくという体制になると思つてます。

もう一つ大事なことは、そこで放射能に汚染された車が外に簡単に出現してしまうようなことがあれば、それこそ大きな影響が出かねませんので、そこはしっかり除染をして外に出たいていただくという。そこも自衛隊も含めた政府としての全面的な取組みをしている。その2つで御懸念のようないことがないようにしていくことだと思います。

○司会 では、次の方。あと二人いらっしゃつた。

○記者

保安院、東電、細野さん、三者にお伺いしたいのですけれども、専門的な話からそれしまふんですが、現段階でも数十兆Bqの汚染水がもう海に流れ出ている状況の中、今年の夏、海水浴とかそういったものというのはできるのでしょうか。その辺の今の見解というものを聞きたいんですけれども、どうでしょうか。

○司会 その1問でよろしいでしょうか。

○記者 それで反応を聞いてからでしょうか。

○西山審議官 まず、原子力安全・保安院ですけれども、大前提としては発電所から半径20km以内は警戒地域ということで立ち入りができないうことを前提として、その上で今のようない点については再度データを確認してからお答えする必要があります。

○細野補佐官 そういう海水浴も含めたさまざまな皆さんの活動であるとかレジャー、そういったことも含めてしっかりとモニタリングをして情報を出すことで皆さんに判断していただけるような努力をしていきたいと思つています。

○松本部長代理 東京電力でございませうけれども、漁業関係者のほか、こういった形で海水浴の方面にも多大な御迷惑をかけることになりまして誠に申し訳ないと思つております。福島県沖並びに茨城県沖等のサンプリングを通じて、海水のモニタリングを継続して実施していきたいと思つております。

○記者 多分これは茨城県沖だけではなくて、海流に乗って千葉とか下手すると湘

南回りまぢやんとデーターをとらなければいけないと思うんです。出てきたときに、もし方が一ある程度人体に影響を及ぼすのであれば、国がちゃんとした公式のコメントを出さないとパニクってしまおうと思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。細野さん、お願いします。

○細野補佐官 モニタリングについてはかなり広範囲に詳細に今はやることができるようになっておりますので、そういう御懸念がないように最大限情報の公開と、様々な必要があれば判断をしていきたいと思っております。

○司会 よろしいですか。

では、最後の方。

○記者 東電の松本さんにお伺いしたいのですが、2号機の原子炉建屋のダストサンプリング、今日、午前中に出たんですけれども、 10^{-2} のオーダーだったと思うんですが、どのぐらいだったから二重扉を開けるかというのを知りたいんです。今回の結果で開けるかどうかというのを知りたいんです。

今回の調査は余り正確ではなかったかもしれないというお話もあつたんですが、今後の調査をどうするかというのと、環境改善をどういうふうに行うかというのについてもお聞きしたいです。

○松本本部長代理 まず、今朝御紹介させていただいたダストのサンプルにつきましては、値といたしましてはバックボットで先月はかつたよりも1けた~2けた小さい値になっておりますが、測定の信頼性という意味では少し不十分だと思っておりますので、これで建屋の換気ができるということは判断しておりません。1号機と同様に建屋の換気をする際にはダストの状況と、二重扉を開放した際の影響につきまして評価した上で実施していきたいと考えております。

したがって、もう一回はダストサンプルにつきましてはもう少し正確にはかるといふことを再度調査することが1点と、そういった結果を踏まえまして、二重扉の開放について計画を進めていきたいと考えております。

○記者 具体的にはどのぐらいのオーダーであれば開けることができるとお考えでしょうか。

○松本本部長代理 今のところまだ具体的なスケジュールまでは立っておりません。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、以上で質疑を終わりにさせていただきますたいと思えます。

東京電力から本日の作業状況、また明日の作業見込みについての説明がございました。

○松本本部長代理 原子炉の注水でございまして、1号機が $6\text{ m}^3/\text{h}$ 、2号機が7、3号機が消火系側で4、給水系で12ということと調整を行っております。注水量につきましては、データーを確認し、本日は消火系側で 3 m^3 まで下げて圧力

容器の温度を観察するという段階になります。

窒素の封入でございまして、本日の14時現在の値といたしまして、格納容器の圧力が132.8KPa、窒素封入量は $3\text{ 万 }200\text{ m}^3$ でございまして、4号機の使用済み燃料プールに対する注水でございまして、16時から開始いたしました。19時過ぎまで約100tの予定で注水中でございまして、

14時17分~14時37分にかけて、4号機の使用済み燃料プール上空におりましてダストをサンプリングいたしました。

タービン建屋の移送、トレンチの水位、タービン建屋の水位につきましては、最新値はまだ入っておりませんので、別途下のプレスルームの方で御案内させていただきたいと考えております。

飛散防止剤の散布につきましても別途御案内させていただきます。リモートコントロールによりまして瓦れきの撤去でございまして、本日は1号機に対して原子炉建屋の西側にてコンテナ4個分の作業を終わっております。類型といたしまして、コンテナ200個分のコンテナが回収されているという状況になります。

3号機に関しては、原子炉建屋大物搬入口前で瓦れきの撤去を行っております。

4号機の使用済み燃料プールの底部の支持構造物の設置工事でございますけれども、リアクタービルの2階でクリーンアップの熱交換器、シールドブロック材の片づけ、足場の組み等を行っておりますが、明日も引き続き実施する予定でござい

ます。2号機の使用済み燃料プールの代替冷却でございまして、本日、熱交換機の搬入が終わりまして、明日から設置工事を開始する予定になります。

モニタリングポストの環境改善でございまして、モニタリングポストの3番の環境改善は10時16分~14時43分ということで、検出器の清掃と鉛マットの敷設が終わっております。

以上になります。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の会見を終わりにさせていただきますたいと思えます。次回でございまして、明日、24日16時半から開催させていただきますこととなっております。

具体的な御案内につきましては、メールにてお伝えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございます。